

各 位

2019年2月8日

会 社 名 長谷川香料株式会社 代表者名 取締役社長 海野 隆雄 (コード番号 4958 東証第1部) 問合せ先 取締役兼常務執行役員 中村 稔 (TEL.03-3241-1151)

「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、2019 年 2 月 8 日開催の取締役会において、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」 の改定について決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

改定の内容 変更部分に下線を付しております。

| 改定前  | 改定後  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|
| 第1章 第1条 (コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方)   |  |  |  |  |
| 当社は上場会社としてコーポレート・ガバナンスにおける下記の5つの基本原則を尊重し、経営チェック機能の充実とコンプライアンス(法令順守)の徹底を図りながら、的確で迅速な経営判断と適時・適切な職務執行により企業価値の持続的成長とその最大化を図る。<br>第2章 第3条(株主総会) | 当社は、上場会社としてコーポレート・ガバナンスにおける下記の5つの基本原則を尊重し、経営チェック機能の充実とコンプライアンス(法令順守)の徹底を図りながら、的確で迅速な経営判断と適時・適切な職務執行により企業価値の持続的成長とその最大化を図る。                           |  |  |  |
| (追加)   | 6. 当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用等を通じて、株主が適切に議決権を行使することができる環境の整備に努める。  |  |  |  |
| 6. (略)   | $\left  \frac{7}{2} \right $ . (略)   |  |  |  |
| 7. (略)   | <u>8</u> . (略)   |  |  |  |
| 第2章 第5条 (政策保有株式に関する方針)   |  |  |  |  |
| 当社は、取引先との良好な取引関係の維持・<br>強化による企業価値の向上を目的として、取<br>引先の株式を保有することがある。なお、政<br>策保有株式については、毎年取締役会におい<br>て、中長期的な観点からその保有目的や経済<br>合理性等について検証を行う。     | 当社は、取引先との良好な取引関係の維持・強化による企業価値の向上を目的として、取引先の株式を保有することがある。なお、政策保有株式については、毎年取締役会において、中長期的な観点からその保有目的や経済合理性等から保有の適否について検証を行い、検証の結果、保有の合理性が認められない株式は縮減する。 |  |  |  |
| 2. 当社は、政策保有株式の議決権の行使について、保有先企業の経営方針を尊重した上で、  | 2. 当社は、政策保有株式の議決権の行使について、保有先企業の経営方針を尊重した上で、  |  |  |  |

|                                      | の中長期的な企業価値向<br>の観点から議案の内容を<br>る。 | 3.         | 当社及び保有先企業の中長期的な企業価値向上、株主還元方針等の観点から議案の内容を適切に評価・判断する。 <u>なお政策保有先の業</u> 績の長期低迷や組織再編、重大なコンプライアンス違反の発生、当社と利益が相反する恐れがある場合等は、十分に検証した上で議決権を行使する。<br>当社は、政策保有株主から株式の売却等の意 |
|--------------------------------------|----------------------------------|------------|--|
| (追                                   | 加)                               |            | 向が示された場合、取引の縮減を示唆すること等により、売却等を妨げない。また、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続する等、会社や株主共同の利益を害するような取引を行わない。   |
| 第5章 第19条(取締役                         | の報酬)                             |            |  |
| (追                                   | ba)                              |            | 当社は、代表取締役及び社外取締役で構成する<br>任意の報酬委員会を設置する。  |
| り承認された報酬限                            | は、株主総会の決議によりで、業績、関係を考慮の上、取締役会    | 2.         | 取締役の報酬等の額は、任意の報酬委員会で、<br>株主総会の決議により承認された報酬限度額<br>の範囲内で、業績、財務状況及び経済情勢を考<br>慮の上 <u>議論し、その報告を踏まえ</u> 取締役会にて<br>決定する。  |
| 2. (略                                | )                                | <u>3</u> . | (略)  |
| 3. (略                                | .)                               | <u>4</u> . | (略)  |
| 第5章 第20条(取締役・監査役の指名等)                |                                  |            |  |
| (追                                   | ha)                              | 2.         | 当社は、代表取締役及び社外取締役で構成する任意の指名委員会を設置する。  |
| 2. (略                                | )                                | <u>3</u> . | (略)  |
| 3. 取締役候補者及び経行では、社外取締役を行言を得た上、取締役会    | 含む取締役の意見及び助                      | <u>4</u> . | 経営 <u>陣幹部の選任及び</u> 取締役候補者の指名にあたっては、 <u>任意の指名委員会からの報告を踏ま</u><br>え、取締役会で決定する。  |
| (追                                   | <b>b</b> п)                      | 5.         | 経営陣幹部が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められる場合や経営陣幹部として求める役割・責務を適切に果たしていない場合等は、任意の指名委員会からの報告を踏まえ、経営陣幹部の解任について取締役会で決定する。  |
| 4. 監査役候補者の指名のの同意を得た上で、ほの同意を得た上で、ほのいち |                                  | <u>6</u> . | 監査役候補者の指名に <u>あ</u> たっては、監査役会の<br>同意を得た上で、取締役会で決定する。<br>(略)  |
| 5. 取締役候補者及び監るのいては、招集通知で              |                                  | <u>7</u> . | 経営陣幹部の選解任、取締役候補者及び監査役<br>候補者の <u>指名</u> 理由については、招集通知で開示  |

する。

## 第5章 第21条(後継者計画)

当社は、業務の執行並びに取締役会や戦略会 議等重要会議への出席を通じた経営への参画 経験等により、経営陣幹部の後継者を計画的 に育成し、取締役会は、その状況を監督する。 当社は、業務の執行並びに取締役会や戦略会議等 重要会議への出席を通じた経営への参画経験等 により、<u>代表取締役社長</u>の後継者を計画的に育成 し、取締役会は、その状況を監督する。

## 第6章 第29条 (株主との建設的な対話に関する方針)

- 2. 年に2回決算説明会を開催し、代表取締役社 長及びIR担当取締役自らが決算の概要、経 営戦略等を説明する場を設け、当社の経営戦 略等に対する理解を深める機会の創出に努め る。
- 2. 年に2回決算説明会を開催し、代表取締役社 長が決算の概要、経営戦略等を説明する場を設 け、当社の経営戦略等に対する理解を深める機 会の創出に努める。

以上